

公 告

次のとおり事後審査方式一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）に付します。

本入札の総合評価落札方式は価格据置型です。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和元年6月6日

五条広域事務組合
管理者 永田純夫

1 入札に付する事項

(1) 工事名

（仮称）五条広域事務組合斎場建設工事

(2) 工事場所

愛知県清須市春日杵前地内

(3) 工期

令和3年3月26日（金）まで

(4) 工事の概要

ア 建物用途

火葬場

イ 規模等

建設建物

鉄筋コンクリート造2階建 延べ面積3,087.10平方メートル

上記建物に係る建築、外構、電気設備及び機械設備の各工事一式

(5) 予定価格等

ア 予定価格 金1,985,500,000円

（うち消費税及び地方消費税の額 金180,500,000円）

イ 調査基準価格 有

(6) 落札方式について

本工事は、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価（簡易型）落札方式により行います。

(7) 入札方法等

ア 本入札は、五条広域事務組合総合評価競争入札試行要領（平成30年訓令第1号）によるものとします。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札の回数は1回とし、入札書と併せて工事費内訳書を提出してください。

(8) 本工事において総合評価落札方式を採用する理由

公共工事の品質は、公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）第3条第2項に定められているように受注者の技術的能力に負うところが大きく、一般競争入札による公共工事において、技術力・信頼性が確保された受注者との契約を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に定める総合評価一般競争入札を適用します。

(9) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の規定に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札してください。

また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた単体企業又は特定建設工事共同企業体（構成員が二者又は三者となるものに限る。以下「特定JV」という。）とします。

(1) 単体企業及び特定JVの各構成員は、次に掲げる条件を満たさなければなりません。

ア 単体企業及び特定JVの全ての構成員に必要な条件

(ア) 平成30・31（令和元）年度五条広域事務組合入札等参加有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）のうち、建築一式工事に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。ただし、令和元年7月11日までに登録が完了した者は参加資格を有するものとする。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）の提出日から本工事の落札決定日までの間、五条広域事務組合指名停止取扱内規（平成12年内規第2号）、清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程（平成17年清須市訓令第34号）及びあま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領（平成22年あま市訓令44号）（以下「指名停止取扱内規等」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(エ) 「清須市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年5月24日付け清須市長・西枇杷島警察署長締結）」及び「あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年訓令46号）」に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）を受けていない者であること。

(オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。ただし、下請代金の総額が6,000万円以上と

なる場合には、特定建設業の許可が必要となります。

- (カ) この入札に参加する営業所（主たる営業所を含む。以下同じ。）で建築工事業を営んでいること。なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいい、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時(変更届出を含む。)に届け出た主たる営業所をいいます。（以下同じ。）
- (キ) 元請として、過去15年間（平成16年4月1日から参加申込書を提出する日の前日まで。以下同じ。）に、次の(a)(b)いずれかの工事（公共工事（国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事。以下同じ。）以外の実績も認める。）を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。なお、共同体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。
 - (a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
 - (b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の新築又は増築工事
- (ク) 本工事に対応する建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。
- (ケ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされていなかった者とみなします。

イ 単体企業に必要な条件

- (ア) 建設業法第3条の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) この入札に参加する営業所を愛知県内に置き、当該営業所で建築工事業を営んでいること。
- (ウ) 平成30・31（令和元）年度の五条広域事務組合における入札参加資格書の提出時（変更届も含む。以下同じ。）において、建築一式の経営事項審査結果の総合評価値が1,500点以上であること。
- (エ) 元請として、過去15年間に、次に掲げる工事（公共工事以外の実績も認める。）を完了した実績があること。なお、共同体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。
 - ・2(1)ア(キ)に掲げる工事で、延べ面積2,000平方メートル以上の建築物（増築の場合は、増築部分の面積）
- (オ) 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を建設業法第26条に定める監理技術者として専任で配置できること。

配置予定の監理技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した2(1)ア(キ)に掲げる工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、工事の途中で主任（監理）技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報センターの工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。

(カ) 単体企業として参加申込書を提出した場合、特定JVの構成員として参加申込書を提出することはできません。

ウ 特定JVの全ての構成員に必要な条件

(ア) 特定JVに対する出資比率は、均等割の10分の6を下回らないこと。

(イ) 本工事について、2以上の特定JVの構成員でないこと。

(ウ) 特定JVとして参加申込書を提出した場合、その構成員は、単体企業として参加申込書を提出することはできません。

エ 特定JVの代表者となる構成員に必要な条件

(ア) 特定JVに対する出資比率は、構成員中最大であること。

(イ) 建設業法第3条の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) この入札に参加する営業所を愛知県内に置き、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

(エ) 平成30・31（令和元）年度の五条広域事務組合における入札参加資格書の提出時において、建築一式の経営事項審査結果の総合評価値が1,500点以上であること。

(オ) 元請として、過去15年間に、次に掲げる工事（公共工事以外の実績も認める。）を完了した実績があること。なお、共同体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。

・2(1)ア(キ)に掲げる工事で、延べ面積2,000平方メートル以上の建築物（増築の場合は、増築部分の面積）

(カ) 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を建設業法第26条に定める監理技術者として専任で配置できること。

配置予定の監理技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した2(1)ア(キ)に掲げる工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、工事の途中で主任（監理）技術者又は現場代理人の交代があった場合は、コリンズの変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。

オ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な条件

(ア) 第2構成員

a この入札に参加する営業所を愛知県内に置き、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

b 平成30・31（令和元）年度の五条広域事務組合における入札参加資格書の提出時において、建築一式の経営事項審査結果の総合評価値が1,000点以上であること。

c 本工事に対応する建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

(イ) 第3構成員

a この入札に参加する営業所を愛知県内に置き、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

b 平成30・31（令和元）年度の五条広域事務組合における入札参加資格書の提出時において、建築一式の経営事項審査結果の総合評価値が850点以上であること。

c 本工事に対応する建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

(2) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある

建設業者でないこと。

ア 「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

株式会社内藤建築事務所

イ 「当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者です。

(ア) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- a 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、aについては会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 入札参加を希望する者の関係者に以下の基準のいずれかに該当することがないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、五条広域事務組合入札者心得書(平成19年告示第23号)第9条の2の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、一方の会社等が再生手続を存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (4) 特定JVの結成は、五条広域事務組合特定建設工事共同企業体取扱要領（平成30年訓令第2号）で定める特定建設工事共同企業体協定書によらなければなりません。
- (5) 別記「総合評価落札方式に関する事項」(2)アの技術提案に関する事項の各課題に対して提案があること。ただし、「標準案どおり」のみの記載は提案がないと見なします。なお、発注者が設定した技術提案に関する事項の項目は、技術資料の様式に記載しているとおりです。

3 総合評価落札方式について

本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している競争参加資格要件を全て満たしている場合に付与する点数）に加算点（入札参加者の技術資料に応じて付与する点数）を加え、標準点で除した数値を、入札価格を予定価格で除した数値で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする方式とします。なお、本工事の総合評価落札方式における標準点は100点とし、加算点の最高点数は34.5点とします。その詳細内容については、別記「総合評価落札方式に関する事項」によります。

4 設計図書の配布

(1) 配布期間

令和元年6月6日（木）から令和元年7月11日（木）

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除き、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

(3) 配布場所

〒452-0901

愛知県清須市阿原向北55番地

五条広域事務組合 事務局 電話（052）401-1181（代表）

(4) 配布方法

設計図書は、電子データで配布します。なお、配布した電子データは入札日（令和元年7月30日（火））までに持参し、返却してください。

5 本公告、技術提案及び設計図書に対する質問及び回答

- (1) 本公告、技術提案及び設計図書に対する質問は、次のとおり文書（様式自由。ただし、五条広域事務組合 管理者あてとして、代表者名により提出してください。）を郵送（書留郵便に限る。）又は持参により受付期間内必着で提出してください。

ア 受付場所

4(3)に同じ。

イ 受付期間

- ① 本公告、技術提案に関する質問

令和元年6月7日（金）から令和元年6月17日（月）まで（休日を除く。）

ただし、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

② 設計図書に関する質問

令和元年6月7日（金）から令和元年7月3日（水）まで（休日を除く。）

ただし、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(2) 上記の質問に関する回答は、五条広域事務組合のホームページにおいて、本件入札公告を掲示しているページに、添付資料として掲載します。

ア 本公告、技術提案に関する回答書の掲載期間

令和元年6月24日（月）午前9時から令和元年7月30日（火）午後5時まで

イ 設計図書に関する回答書の掲載期間

令和元年7月10日（水）午前9時から令和元年7月30日（火）午後5時まで

(3) 質問及び回答について、事務局窓口及び電話での対応は致しません。

6 参加申込書及び技術資料等の提出方法

入札参加を希望する者は、参加申込書及び技術資料（技術提案資料、加算点申告表及び加算点算出チェックリストを含む。）を持参により提出しなければなりません。技術資料に添付資料がある場合には、その添付資料を合わせて持参により2部提出してください。

また、特定JVとして参加申込をする場合は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び委任状（以下「企業体審査申請書等」という。）を持参により1部提出してください。

期限までに参加申込書、技術資料、添付資料及び企業体審査申請書等の提出をしない者は、本入札に参加することができません。

なお、様式は設計図書と共に配布する、五条広域事務組合規定のものとしてください。

(1) 提出期間

令和元年6月13日（木）午前9時から令和元年7月11日（木）午後5時まで（休日を除く。）

(2) 提出場所

4(3)に同じ。

(3) その他

提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

提出された書類は原則として公表せず、また無断で使用しないものとし、提出者に返却しません。

7 入札書及び工事費内訳書の提出方法

入札参加を希望するものは入札書及び工事内訳書を持参により提出しなければなりません。

なお、様式は設計図書と共に配布する、五条広域事務組合規定のものとしてください。

(1) 提出日時

令和元年7月30日（火）午前10時

- (2) 提出場所
4 (3)に同じ。

- (3) 提出部数
1部

- (4) その他

提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

提出された書類は原則として公表せず、また無断で使用しないものとし、提出者に返却しません。

8 開札予定日時及び開札場所

- (1) 日時

令和元年7月30日(火)午前10時(予定)

- (2) 場所

4 (3)に同じ。

9 落札者の決定方法

- (1) 1 (5)アの予定価格の範囲内で入札をした者のうち、別記「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び技術資料の内容を確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札決定通知書を送付するものとし、なお、評価値最大の者が複数いた場合は、くじにより落札候補順位を決定します。また、入札結果につきましては、五条広域事務組合のホームページにて公表します。

- (2) 落札候補者は、開札日から起算して3日以内に、事後審査に必要な書類を持参により提出しなければなりません。但し、評価値が最大の者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の提出場所

4 (3)に同じ。

イ 提出部数

1部

ウ その他

提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

提出された書類は、原則として公表せず、また無断で使用することはしないものとし、提出者に返却しません。

エ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとし、

この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとし、また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとします。

オ 技術資料及び事後審査に係る書類の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点*より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査

した加算点から減点を行います。減点は下記の計算式のとおりです。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

※審査した加算点とは、発注者が審査書類を確認した結果の加算点です。

カ 落札候補者の入札価格が五条広域事務組合低入札価格調査実施要綱（平成31年告示第4号）に規定される調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回った場合において、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の評価値をもって入札した者を新たな落札候補者とします。

- (3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答します。

10 入札保証金

免除

11 入札の無効

- (1) 五条広域事務組合契約規則第13条（平成12年規則第14号）の規定に該当する入札は、無効とします。
- (2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び五条広域事務組合入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

12 契約

- (1) 契約書作成の要否

要

- (2) 本工事は、五条広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和55年条例第15号）第2条の規定に該当するため議決後の契約とします。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、五条広域事務組合契約規則第32条の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除す

るものとしてします。

ア 五条広域事務組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 五条広域事務組合を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 有価証券（利付き国債等）の提供

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証

14 支払条件

五条広域事務組合工事請負契約約款（以下「約款」という。）の規定に基づき前金払及び部分払を行います。その条件については、次のとおりとします。

(1) 支払限度額及び出来高予定額

ア 令和元年度の支払限度額は、142,956,000円とします。

イ 残額については、令和2年度に支払うものとします。

ウ 令和元年度末までにあげる出来高予定額は、158,840,000円とします。

エ なお、ア及びウについては、入札後変更する場合があります。

(2) 前金払

ア 約款第36条第1項に規定する前金払の率は、10分の4とします。

イ 令和元年度の前払金の支払限度額は、令和元年度末までの出来高予定額に、アに定める率を乗じて得た額（10万円未満の端数金額は切り捨て）とします。

ウ 会計年度末において、その会計年度末における出来高が、その会計年度末までの出来高予定額に達していないときは、出来高予定額に達するまで翌年度の前払金を請求することはできません。

エ イについては、入札後変更する場合があります。

オ 前払金の請求書受理日が令和元年9月30日以前の場合においては、請負代金額から当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除いた額に、アに定める率を乗じて得た額以内とします。

(3) 中間前金払

ア 契約時に「中間前払金請求予定書」を提出した場合に限り、中間前払金を請求することができます。

イ 中間前払金の支払請求は、約款第36条第4項の規定にかかわらず、次に定める額を限度とします。

(ア) 令和元年度の中間前払金の支払限度額は、(1)ウに定める出来高予定額に、10分の2の割合を乗じて得た額とします。ただし、中間前金払を行う前に出来高予定額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、出来高予定額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えることはできません。

(イ) 令和2年度の中間前払金の支払限度額は、請負代金額に10分の2の割合を乗じて得た額か

ら、(ア)に定める支払限度額を控除した額とします。ただし、中間前払を行う前に請負代金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、請負代金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えることができません。

ウ 各年度の中間前払金の支払請求は、各年度の工事実施期間（令和元年度は工事着手日から令和2年3月31日まで、令和2年度は令和2年4月1日から工事完了日まで）の2分の1を経過し、かつ、工程表により、その時期までに実施すべき作業が行われ、各会計年度の進捗において要した経費が各会計年度末の出来高予定額（令和元年度は(1)ウに定める額、令和2年度は請負代金額から令和元年度末までの出来高予定額を控除した額）の2分の1以上に相当するものでなければなりません。

エ 中間前払金の請求書受理日が令和元年9月30日以前の場合においては、請負代金額から当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除いた額に、10分の2の割合を乗じて得た額以内とします。

(4) 部分払

ア 契約時に「中間前払金請求予定書」を提出した場合は、部分払を請求することはできません。ただし、各会計年度末は、次の額の範囲内で部分払の請求をすることができます。

(ア) 令和元年度末における出来高が、(1)ウに定める出来高予定額に達している場合は、(1)アに定める支払限度額から支払済の前払金及び中間前払金を控除した額の範囲内の額

(イ) 各会計年度末において、その会計年度末における出来高がその会計年度末までの出来高予定額に達していないとき及び令和2年度末において工事を完成させることができなかつた場合においては、イに定める式により算定した額

イ 部分払金の額は、約款第38条第6項の規定にかかわらず次の式により算定します。

部分払金の額 ≤ 請負代金額 × 出来形割合 × 9 / 10 - 当該部分払を請求する前年度までの支払済前払金、中間前払金及び部分払金の額 - 当該部分払を請求する年度の前払金額及び中間前払金の額 ÷ (当該部分払を請求する年度末までの出来高予定額 - 当該部分払を請求する前年度末までの出来高予定額) × (請負代金額 × 出来高割合 - 当該部分払を請求する前年度末までの出来高予定額) - 当該部分払を請求する年度の支払済部分払金

ウ 部分払の請求書受理日が令和元年9月30日以前の場合においては、出来形部分に相応する請負代金額相当額から110分の2を乗じて得た額を除いた額に、10分の9の割合を乗じて得た額以内とします。

15 関連情報を入手するための照会窓口

4(3)に同じ。

16 特定の不正行為に対する措置

(1) 本契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本契約を解除することがあります。

(2) 本契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約もしくは随意契約において契約の相

手方としない措置を講ずることがあります。

- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止取扱内規等の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、五条広域事務組合は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、五条広域事務組合は一切の損害賠償の責を負いません。

17 その他

- (1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、五条広域事務組合指名停止取扱内規に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 技術資料の作成説明会及び現場説明会は実施しません。
- (4) 技術資料の記載内容が不明確で本工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 工期は、事情により変更することがあります。
- (6) 配置予定技術者について
 - ア 落札者は、事後審査に必要な書類に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置すること。
 - イ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置予定技術者として入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち1つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任が求められない場合を除く。）。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を提出してください。

なお、入札書を提出した後に辞退する事由が生じた場合は、4(3)の場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。
 - ウ 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限りです。
- (7) 別記「総合評価落札方式に関する事項」(2) 評価項目と評価基準、別紙1及び事後審査資料別紙2に記載する愛知県の各組織については、平成31年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市整備局及び建築局の従前の組織には旧振興部は含みません。
- (8) 消費税及び地方消費税の税率を変更する必要がある場合には、双方協議の上、変更契約を締

結する。

(9) 問合せ先

4 (3)に同じ。

別記「総合評価落札方式に関する事項」

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は次の①式で計算します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \div (\text{入札価格} \div \text{予定価格}) \quad \dots\dots\text{①}$$

ただし、入札価格が、五条広域事務組合低入札価格調査実施要綱により定められた基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る場合は、①式を適用せず、入札価格にかえて据置価格を代入した次の②式で計算します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \div (\text{据置価格} \div \text{予定価格}) \quad \dots\dots\text{②}$$

②式における据置価格は、基準価格と同じです。

①式、②式ともに、標準点は100点であり、加算点合計は最大34.5点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

過去の実績や今回の入札参加者がJVの場合は、末尾に掲げる表のとおり扱います。

ア 技術提案に関する事項（配点15点）【課題数3】

評価項目	評価基準	加算点
【課題1】 コンクリート工事における施工品質向上について	コンクリート工事における施工品質向上への対応策において、本工事における施工上の特徴を踏まえ、標準案の確実な履行のために、「現地に即して配慮した施工方法の記載が、具体的で工夫等が見られ、かつ、履行確認ができる」場合に評価する。 提案数は5提案以内とする。	有効な提案数により評価 5提案：5点 4提案：4点 3提案：3点 2提案：2点 1提案：1点 0提案：0点
【課題2】 工事中における周辺環境対策について	工事中における周辺環境への対応策において、本工事における施工上の特徴を踏まえ、標準案の確実な履行のために、「現地に即して配慮した施工方法の記載が、具体的で工夫等が見られ、かつ、履行確認ができる」場合に評価する。 提案数は5提案以内とする。	有効な提案数により評価 5提案：5点 4提案：4点 3提案：3点 2提案：2点 1提案：1点 0提案：0点
【課題3】 地域貢献への対応策について	評価項目の設定理由を踏まえ、地域貢献への対応策に繋がる工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容による効果・効用等に対し履行確認ができる場合に評価する。 提案数は5提案以内とする。	有効な提案数により評価 5提案：5点 4提案：4点 3提案：3点 2提案：2点 1提案：1点 0提案：0点

* 技術提案については、確実に履行できる内容とすること。

イ 企業の技術力に関する事項（配点6点）

評価項目	評価基準	加算点
①企業評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成21年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※1※2※3	2件以上	2点
	1件	1点
	該当なし	0点
②過去3年間（平成28年4月1日から技術資料を提出する前日まで）に完了した愛知県建設局、都市整備局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の中から、いずれか1件の工事成績評定点※4※5 （中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は（ ）書きの点とする。）	81（80）点以上	2点
	79（78）点以上81（80）点未満	1.5点
	77（77）点以上79（78）点未満	1点
	75（76）点以上77（77）点未満	0.5点
	上記に該当しない	0点
③優良工事表彰の有無（過去10年間：平成21年4月1日から技術資料を提出する前日まで）※6	2件以上の実績あり	1点
	1件の実績あり	0.5点
	実績なし	0点
④ISO9001認証取得の有無※7	認証あり	1点
	認証なし	0点

※1 企業評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる(a)(b)(c)すべてを満たす建築物の新築または、増築工事とします。

(a) 建築用途

火葬場、斎場、公会堂又は集会所（結婚式場・葬儀場（その他これらの用途に供するものを含む）、公民館（社会教育法第21条の規定により設置するもの）

(b) 施工規模

延べ面積3,000平方メートル以上（増築の場合は、増築部分の面積。複合用途の場合は※1(a)に示す建築用途部分の面積。）

(c) 建物構造

鉄筋コンクリート造又は、鉄骨鉄筋コンクリート造

なお、(b)施工規模の延べ面積については、1棟で判断することとし、1契約で複数棟の(a)建物用途及び(c)建物構造を満たす建築工事の実績がある場合であっても、延べ面積の合計は認めません。

※2 本件入札に参加する営業所（「営業所」には主たる営業所を含む。以下同じ。）の施工実績は、県外で行ったものも含めます。また、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。

※3 国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事以外の実績も認めます。

なお、「地方公共団体」の取り扱い及び「特殊法人等」に該当する機関については、別紙1を参照してください。（以下同じ。）

※4 過去の元請としての愛知県建設局、都市整備局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事のうち、建築工事業に関する工事成績評定点を対象とします。

※5 今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いたものに限りします。

※6 愛知県知事（企業庁長を含む。）からの感謝状において、優良工事として選定されたものを対象とし、感謝状の日付が該当期間内のものを実績として認めます。

※7 本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

ウ 配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力に関する事項（配点6点）

評価項目	評価基準	加算点
①技術者評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成21年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※1※2※3※4-1※7	2件以上実績あり	2点
	1件実績あり	1点
	実績なし	0点
②過去5年間（平成26年4月1日から技術資料を提出する前日まで）に完了した愛知県建設局、都市整備局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の中から、いずれか1件の工事成績評定点※3※4-2※5※6※7（中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は（ ）書きの点とする。）	81（80）点以上	2点
	79（78）点以上81（80）点未満	1.5点
	77（77）点以上79（78）点未満	1点
	75（76）点以上77（77）点未満	0.5点
	上記に該当しない	0点
③CPD（継続教育）実績※7※8※9（平成30年4月1日から技術資料を提出する前日まで）	1年間の推奨単位（12単位）を1年以内に取得	2点
	1年間の推奨単位の半分（6単位）を1年以内に取得	1点
	該当なし	0点

※1 技術者評価対象工事とは、元請として行った(a)(b)(c)すべてを満たす建築物の新築または、増築工事とします。

(a) 建築用途

火葬場、斎場、公会堂又は集会所（結婚式場・葬儀場（その他これらの用途に供するものを含む）、公民館（社会教育法第21条の規定により設置するもの）

(b) 施工規模

延べ面積2,000平方メートル以上（増築の場合は、増築部分の面積。複合用途の場合は※1(a)に示す建築用途部分の面積。）

(c) 建物構造

鉄筋コンクリート造又は、鉄骨鉄筋コンクリート造

なお、(b)施工規模の延べ面積については、1棟で判断することとし、1契約で複数棟の(a)建物用途及び(c)建物構造を満たす建築工事の実績がある場合であっても、延べ面積の合計は認めません。

※2 国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事以外の実績も認めます。

※3 工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間における配置予定技術者に係る実績を求めます。

※4-1 主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で主任（監理）技術者又は現場代理人の交代があった場合は、コリンズの変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。

※4-2 主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で主任（監理）技術者又は現場代理人の交代があった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認めます。

※5 過去の元請としての愛知県建設局、都市整備局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事のうち、建築工事業に関する工事成績評定点を対象とします。

※6 今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いたものに限りします。

※7 ①、②、③の実績は同一人のものであること。なお、入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする配置予定技術者のうち、加算点の合計が最も低い技術者の点数を使用します。また、ペナルティーについては、①から③の加算点の合計に対して適用します。

※8 建築CPD情報提供制度によるCPD実績を対象とし、建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技

術教育普及センター)が発行する証明書で確認します。

※9 証明書の単位取得期間は1年間とし、かつ平成30年4月1日から技術資料を提出する前日までの範囲内のものとします。

エ 地域精通度・地域貢献度に関する事項 (配点7.5点)

評価項目	評価基準	加算点
①主たる営業所の所在地※1	清須市又は、あま市内にあり	2点
	尾張建設事務所又は海部建設事務所管内(清須市内、あま市内を除く。)にあり	1点
	上記に該当しない	0点
②地域内での公共工事施工実績(過去10年間:平成21年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了)※1※2※3	清須市又は、あま市内で実績あり	2点
	尾張建設事務所又は海部建設事務所管内(清須市内、あま市内を除く。)で実績あり	1点
	該当なし	0点
③災害協定等の締結状況※1※4	清須市又は、あま市と締結中	2点
	尾張建設事務所又は海部建設事務所管内(清須市内、あま市内を除く。)と締結中	1点
	該当なし	0点
④あいち女性輝きカンパニー認証又は女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)の有無※5※6	認証あり	0.5点
	認証なし	0点
⑤ISO14001認証取得の有無※7	認証あり	1点
	認証なし	0点

※1 建設事務所管内の区域については、別紙2「各建設事務所の管内一覧」により確認してください。

※2 元請として行った、建設業法上の分類による建築工事業の工事を実績として認めます。

※3 国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を求めます。(旧市町村での実績を含む。)

※4 災害協定等は、災害時の対応(情報収集及び復旧)に関するものの内容で、管内市町村と締結したものです。(所属する団体等が締結したのものも含む。)

協定等には次のものを含みます。

・協定、契約、覚書、登録制度、実施要領、依頼

※5 あいち女性輝きカンパニー認証については、愛知県県民文化局男女共同参画推進課が発行する「認証書」に記載の認証年月日が技術資料を提出する前日までのものを認めます。

※6 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)については、都道府県労働局が発行する「基準適合一般事業主認定通知書」に記載の通知年月日が技術資料を提出する前日までのものを認めます。なお、一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下。)については、都道府県労働局に届出をした行動計画策定届(計画期間が満了していない行動計画に限る。)の写しの提出により評価の対象とします。

※7 本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

(3) ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置予定技術者に対するヒアリングを行うことがあります。ヒアリングを行う場合、その日時・場所等については別途通知します。

(4) 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び事後審査に係る書類に基づき、(2)の評価基準で審査して算出します。提出した書

類等の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れでも書類の再提出は認められませんが、コピーミス等による場合や、県のデータとの不整合が認められた場合には、追加で確認資料の提出を求めることがあります。

(5) 技術提案の履行確認

ア 落札者の技術提案については、その履行を確保し評価内容を担保するために、契約書に提案内容を記載するとともに、監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。

ただし、内容によって実施することが好ましくない場合もありますので、そうした内容については、監督員との協議により履行を認めない場合があります。

イ 請負者の責により技術提案の内容の不履行が認められた場合には、再度の施工をしなければなりません。ただし、再度の施工が不可能あるいは不合理であると認められる場合を除きます。

ウ 技術提案のうち特記仕様書に記載された内容が、請負者の責により不履行となった場合には、契約金額の減額を行います。契約金額の減額Cは、 $C = \text{契約額} \times [1 - \{(100 + \text{不履行時の加算点}) \div (100 + \text{契約時の加算点})\}]$ により算出を行います。

(6) 技術評価点の値に疑問のある者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、落札者決定通知を受信した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出してください。

理由は、説明を求める書面を受領した日から5日以内に書面で回答します。

提出先

〒452-0901 愛知県清須市阿原向北55番地 五条広域事務組合 事務局 電話(052)401-1181 (代表)
--

日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(7) その他

別記「総合評価落札方式に関する事項」（2）評価項目と評価基準、別紙1及び事後審査資料別紙2に記載する愛知県の各組織については、平成31年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市整備局及び建築局の従前の組織には旧振興部は含みません。

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い

今回入札	過去実績	入札参加資格		総合評価項目						
		企業施工実績	配置予定技術者施工経験	企業施工実績	企業工事成績	優良工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績・CPD	営業所・災害協定等・ISO	地域内公共工事成績	あいち女性輝きカンパニーの認証・えるぼし認定
単体	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	県内の営業所実績(県外工事も該当)を認める	該当業種工事全部を対象とする	県内の営業所実績を認める	元請工事の主任(監理)技術者や現場代理人としての実績を認める ただし施工実績、工事成績及びCPDは同一人のものとする	制限なし	県内の営業所実績を認める	制限なし
	経常JV	出資比率 20%以上の構成員である場合の実績を認める		実績として認めない	対象としない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV			出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める		実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない
特定JV	単体	今回入札JV全構成員の単体実績を認める	該当工事全部を認める	今回入札JV全構成員の県内の営業所実績(県外工事も該当)を認める	今回入札JV代表構成員の該当業種工事全部を対象とする	今回入札JV全構成員の県内の営業所実績を認める	代表構成員が配置する技術者の、元請工事における主任(監理)技術者や現場代理人としての実績を認める ただし施工実績、工事成績及びCPDは同一人の者とする	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV全構成員の該当業種工事全部を認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める
	経常JV	出資比率 20%以上の構成員である場合の実績を認める		実績として認めない	対象としない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV			出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める		実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない

注1) 過去の実績として、例えば、単体の実績であれば過去実績の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「入札参加資格」の項目(「企業施工実績」等)の列や「総合評価項目」の項目(「企業施工実績」等)の列がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注2) 「企業施工実績」「優良工事」について、今回入札JVと過去実績JVが同一の企業で構成される場合、実績件数を重複して認めません。

[別紙1]

1 「地方公共団体」の取り扱い

本公告における「地方公共団体」には、普通地方公共団体のほか、特別地方公共団体(一部事務組合等)も含まれます。

- (例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)
・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

2 「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限ります。

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

*注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているのに注意すること。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

(2) 地方公社

- ① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」
「愛知県道路公社」、「名古屋高速道路公社」
- ② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」
- ③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

(3) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

- (例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)
・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

(4) 県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

愛知県が出えんし、愛知県知事が団体の代表となっている法人等のうち愛知県建設局、都市整備局若しくは建築局が所管しているもの。

- (例)・全国都市緑化あいちフェア実行委員会
以下の団体は、愛知県知事が団体の代表となっていないため該当しません。
・公益財団法人愛知水と緑の公社
・公益財団法人愛知県都市整備協会

*注意事項

- ・「公共工事」を発注することが認められる法人等に限られます。

各建設事務所の管内一覧

建設事務所名	管 内
尾張建設事務所	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域
一宮建設事務所	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域
海部建設事務所	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
知多建設事務所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
西三河建設事務所	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域
知立建設事務所	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域
豊田加茂建設事務所	豊田市及びみよし市の区域
新城設楽建設事務所	新城市及び北設楽郡の区域
東三河建設事務所	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域